

寄附を集めて
地域の課題解決に挑戦！

応援

ふるさと亀岡まちづくり交付金

登録団体募集要項

(令和6年寄附募集開始団体)

登録申請受付期間

令和5年8月25日(金)～10月6日(金)

問い合わせ先

亀岡市役所 市民力推進課

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所5階

電話 25-5002(直通)E-mail:syougai-gakusyu@city.kameoka.lg.jp
(平日 午前8時30分～午後5時15分)

ふるさと亀岡まちづくり応援交付金 登録団体募集要項

1. はじめに

亀岡市をふるさととして応援する方々から市民活動への寄附金を募り、地域の課題解決による魅力あるまちづくりに向けた自主的な取り組みを資金面から支援するため、ふるさと納税を活用した市民活動支援事業を行います。

2. 制度概要

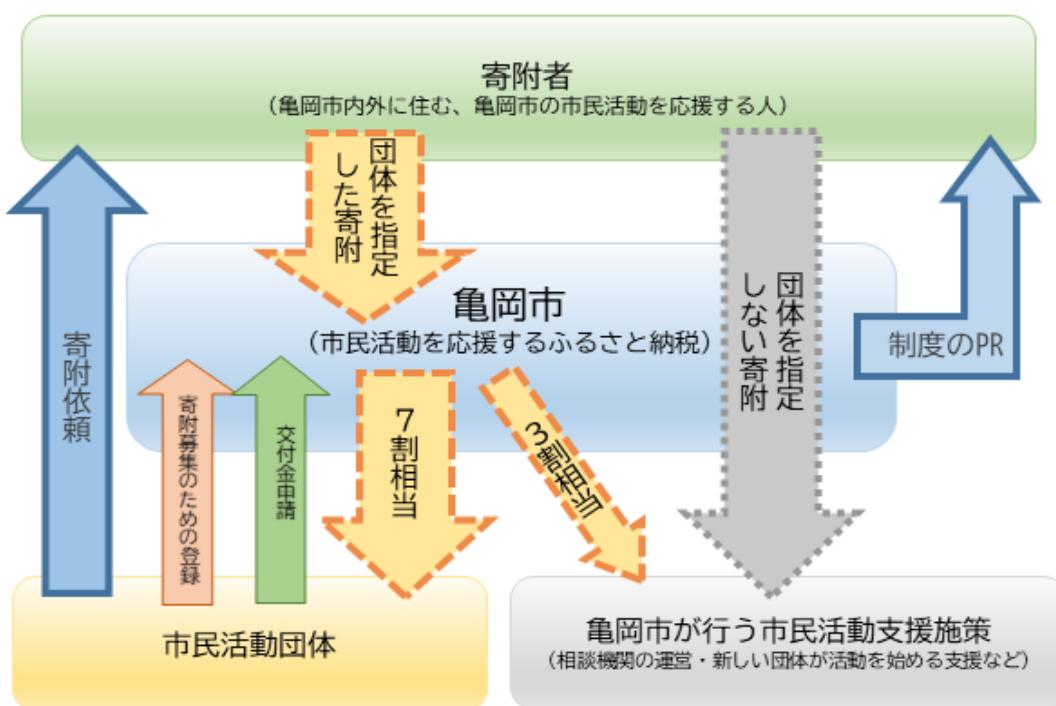
市民活動に対する寄附を亀岡市のふるさと納税制度を活用して募集し、集まった寄附金を団体への交付金や亀岡市の市民活動支援事業に活用します。

あらかじめ登録した団体を指定して集まった寄附金は、翌年度以降申請により寄附額の7割相当を上限に団体へ交付します（3割相当は、市が行う市民活動支援の一般施策に活用）。

団体を指定しない寄付は、全額を市民活動支援の一般施策等に活用します。

※当制度のふるさと納税では亀岡市からの返礼品はありません。

【制度概要図】



3. 寄附金の募集について

★寄附金の募集方法

寄附を希望する人は、専用の用紙を使い郵便振替で寄附ができます。亀岡市による寄附募集の広報のほか、登録団体が事業の際などに直接寄附をお願いし、専用リーフレットを渡すことで募集をします。

★寄附者にとってのメリット

ふるさと納税制度による税控除が受けられます。※亀岡市からの返礼品はありません。
団体を指定して寄附ができるので、応援したい団体を直接支援できます。

★寄附者の氏名等について

寄附者の同意を得た場合に限り、団体への通知や公表を行います。

4. 登録からのスケジュール（目安）※登録期間が3年の場合

	寄附募集1年目	寄附募集2年目	寄附募集3年目
令和5年8月25日 ～10月6日	団体登録申請		
令和5年11月下旬頃	登録審査結果通知		
令和6年1月 ～12月	寄附募集		
令和7年1月		寄附募集	
令和7年4月 ～5月	団体へ寄附額通知 →交付申請 →決定通知 (→概算払い)		
令和7年12月			
令和8年1月			寄附募集
令和8年3月	実績報告、確定、清算		
令和8年4月 ～5月		寄附額通知 →交付申請 →決定通知 (→概算払い)	
令和8年12月			
令和9年3月		実績報告、確定、清算	
令和9年4月 ～5月			寄附額通知 →交付申請 →決定通知 (→概算払い)
令和10年3月			実績報告、確定、清算

※令和7年から寄附を集める団体の募集は令和6年9月の予定です。

5. 団体の登録について

登録の対象となる団体は、次の要件をすべて満たしている団体です。

- (1) 地域の課題解決に関する公益性の高い事業を積極的・自主的に実施する団体で、交付対象事業（次項目）を行うこと。
- (2) 5人以上の構成員を有し、構成員の5割以上が亀岡市民であること。
- (3) 市内に事務所または活動拠点を置き、主に市内で1年以上活動していること。
- (4) 定款、規約又は会則を定め会計処理が適切に行われていること。
- (5) 総会、理事会等において団体の意思決定をしていること。
- (6) 営利活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 政治的または宗教的な活動を目的とした団体でないこと。

☆交付対象事業

交付金の対象となるのは、下記の要件をすべて満たしている事業です。

- ・主に市内で実施する地域の課題解決のための公益性の高い事業
- ・亀岡市から委託を受けている事業や市の財政援助団体が実施する他の制度の補助金等の交付を受けている事業でないこと。
- ・施設等の建設や整備を主な目的とした事業でないこと。
- ・宗教的、政治的な活動に関する事業でないこと。
- ・法令、条例等、または公序良俗に反する事業でないこと。

☆交付対象経費

交付対象経費は、交付対象事業の実施に必要な費用とします。ただし、以下のものは対象外となります。

- (1) 登録団体の運営に必要な経常的な経費（例：事務所の家賃や事務員の人事費等）
- (2) 登録団体の役員への人件費および報償費
- (3) 事業の参加者への給付を目的とした経費やこれに類するもの
- (4) 亀岡市以外から交付事業に対して補助金等を受けているときはその補助金額に相当する金額

☆登録手続き

登録受付期間中に下記の書類を提出してください。

※提出書類は、個人情報を除き寄附募集の広報のために亀岡市ホームページ等で公表します。

- ・亀岡市まちづくり応援交付金応援希望団体登録申請書（別記1号様式）
- ・応援希望団体事業計画書（様式）
- ・収支計画書（様式）
- ・会則・規則・定款
- ・直近2年の事業報告書・収支決算書（活動実績の分かるもの）・役員名簿
(※事業年度が1年度しか終了していない設立2年目の団体は直近1年分)
- ・会員名簿（構成員の居住市町村が分かるもの）
- ・その他、これまでの活動内容が分かる書類（団体のパンフレット・写真等）

☆登録期間

3年以内で登録年数を希望できます。登録期間以降は再度、登録申請が可能です。

☆登録審査

亀岡市まちづくり協推進委員会で制度の趣旨に合致している団体・事業かどうかを意見聴取のうえ、市長が登録の可否を決定します。

☆登録にあたっての注意事項

- ・寄附募集の翌年以降に、集まった寄附金を交付金として交付します。実現可能な計画を立てた上で登録申請をしてください。
- ・寄附の実績によって交付限度額が決定するので、登録していても実績によっては交付金を受け取れない場合があります。

- ・登録・申請にあたっては、当要項のほか、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金要綱も確認してください。
- ・交付限度額が目標額を下回った場合でも、登録の際に計画していた事業を実施するのであれば交付金の申請は可能です。
- ・事業実施が困難な場合などは、その年は申請をせずに翌年度事業実施の際に合わせて交付申請することもできます（ただし、交付申請できるのは登録最終年の翌年度までです）。
- ・集まった寄附額のうち、所定の期間内に団体の事業に交付されなかつた分については亀岡市の市民活動支援施策に活用されます。
- ・寄附募集中に、登録の際に提出した団体の情報や事業内容が変更になった場合（軽微な変更を除く）や別事業を追加する場合等は変更の手続きが必要になります（第3号様式）。
- ・登録決定となった場合、亀岡市が実施する広報への協力（写真の提供など）をお願いします。

6. 寄附募集期間終了後、交付金の交付申請～受領について

★手続きの流れ

市からの寄附額に基づく交付限度額の通知→交付申請書等の必要書類の提出→市からの交付決定→概算払い請求・受領（希望する場合のみ）→事業の実施→実績報告→市からの交付額の確定→精算

★交付申請

・手続き時期

前年の寄附実績に基づき交付限度額を4月頃に登録団体に通知します。その後交付申請書等を期間内に提出してください。

・必要書類

交付申請書／事業計画書／収支予算書

・概算払いについて

交付決定額の一部を事業完了前に交付（前払い）することができます。希望する場合は交付決定以降に必要書類をご提出ください。

★実績報告について

・手続き時期

事業が完了した日から1か月以内または3月31日のいずれか早い日までに実績報告書類を提出してください。

※ご提出いただいた書類は亀岡市ホームページ等で公開されます。

・必要書類

実績報告書／事業報告書（様式）／収支決算書（様式）／領収書（写）

【相談・問い合わせ先】

亀岡市役所 市民力推進課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話 25-5002(直通) FAX 22-6372 (平日 午前8時30分～午後5時15分)

E-mail:syougai-gakusyu@city.kameoka.lg.jp